

つちだまい後援会 規約

第1条(名称・所在地)

本会は、つちだまい後援会と称し、主たる事務所を池田市におく。

第2条(目的)

本会は、つちだまい氏を後援することにより、大阪府政及び池田市政の発展と大阪府民及び池田市民生活の向上に資し、あわせて会員の親睦を深めることを目的とする。

第3条(事業)

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 後援会報、出版物等の刊行
- 2 会報等の発刊及び配布
- 3 講演会その他の催物
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

第4条(会員)

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

第5条(役員)

本会に次の役員をおく。

会 長	1名	副会長	3名
幹 事	若干名	会計責任者	1名
		監 査	2名

第6条(役員の選出及び任期)

- 1 役員は会員の中から選出する。
- 2 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第7条(会議)

- 1 本会は年1回の通常総会、その他必要に応じて臨時総会を招集する。
- 2 会長は必要に応じて役員会を招集する。

第8条(経費)

本会の経費は、寄付金その他の収入をもって充当する。

第9条(会計年度及び会計監査)

- 1 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。
- 2 会計事務は、本会の理事につき年1回監事による監査をうけ、その監査意見書を付して総会に報告する。

第10条(規約の改廃)

本規約の改廃は、総会において決定する。

第11条(補則)

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附則

本規約は、令和7年6月10日より実施する。